

- (3) 学校施設・保育所（児童福祉法に定めるもの）
全国市長会学校災害賠償補償保険の対象になります。
- (4) 上・下水道施設
公益社団法人日本水道協会、公益社団法人日本下水道協会の団体契約があります。
- (5) 道路
公益社団法人全国市有物件災害共済会の団体契約があります。

4. 賠償責任保険の対象となる自治体業務の内容

本保険の対象とする自治体業務は、自治体施設の場合と同様、市が行うほとんどすべての業務を対象としていますが、後記の通り一部の業務については対象外となっています。

〈保険の対象とする業務〉

(1) 自治体施設の保守管理業務

上記に掲げた「自治体施設」の保守管理業務で、具体的には次のようなものです。

- ① 施設の清掃、保守、点検、修理等の業務
- ② 施設の利用者の受付、誘導、事故の際の避難等の業務
- ③ 施設の利用者に対する利用上の注意指導等の業務
- ④ その他当該施設運営上必要な業務

(2) 社会福祉業務

社会福祉法等に定める社会福祉事業に係わる業務について被保険者（市）が行うほとんど全ての業務をいいます。

（なお、社会福祉法第2条の事業のうち、とくに市に関係があるものは同条第3項の第二種社会福祉事業にあります。）

介護保険法に基づく介護保険事業ならびに健康増進法に基づく保健事業に係わる事業も含みます（医療業務は除きます。）。

(3) 社会教育業務

社会教育法等に定める業務をいいます。

社会教育法第5条では市の教育委員会の行うべき事務を規定しています。

(4) 社会体育業務

スポーツ行事等の業務をいいます。スポーツとは、運動競技および身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含みます。）であって、心身の健全な発達を図るためのものをいいます。

具体的な業務の内容は次の通りです。

① 市の主催するスポーツ行事実施業務行為

スポーツ行事の計画指示、参加者に対する注意、必要な健康診断、休憩時間の取得あるいは当該スポーツ行事の実施またはとり止め等の判断と実行等当該スポーツ行事実施上の一切の主催者として行うべき業務をいいます。

② 市の体育指導委員の体育指導業務行為

(注)市が主催するスポーツ行事の実施に伴って主催者の運営上の過失により災害が発生した場合は当該主催者たる市は被災者に対し賠償責任を負担することになります。

この賠償責任保険はこの市のスポーツ行事等主催上の一切の責任をカバーするものです。したがって、市がPTA、社会教育団体（青年団、婦人会、少年団、老人クラブ等）、町内会、体育協会、県市等の他の自治体または労働組合、職員組合、スポーツ愛好団体等と実行委員会等を設置し実施するスポーツ行事についても、市が賠償責任を負担する場合には当然この賠償責任保険の対象となります。

(5) その他の業務

その他市の行う上記のいずれにも分類されない業務も本保険の対象となります。

例えば、市の依頼や一定の関与のもとに行われる住民による社会奉仕活動（ボランティア活動）等についても、市に賠償責任が及ぶ場合は、市の責任部分につき、本保険の対象となります。また、民踊、フォークダンス、祭礼等、市が主催、共催する行事もほとんど全て対象になります。ただし、「保険対象外の業務」（P. 9記載）に注意してください。

また、東日本大震災により発生した原発事故に伴う放射能の除染作業を市の業務として行う場合は、本保険の対象となります。なお、放射能自体による損害については、本保険の対象とはなりません。

(注)公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度と本保険との関係

日本消防協会共済制度の損害賠償死亡・傷害一時金が適用になる事故で本賠償保険と競合する場合は、まず共済制度を適用し、本保険はその上乘せとなります。

日本消防協会の災害補償、療養補償、休業補償と本保険とは併給されます。

賠償責任保険における行政事務の外部委託の取扱いについて

〈基本的取扱い〉

市の業務の一部を市民や地域団体、法人等に委託した場合、その受託者の当該業務遂行上の過失による賠償責任は、第一義的には受託者が負うものと考えられます。

しかしながら、市も受託者とともに、賠償責任を負うことが相当であると認められるときは、市の責任部分につき、本保険（賠償責任保険）の対象となります。

外部委託における市の賠償責任は、当該委託業務の公共性、委託にあたっての市の関与と事故発生原因との関係などを総合的に検討し、個別具体的に判断します。

一般的には、住民個人への委託は団体・法人への委託に比べ、市の指揮・命令が強く、市の責任もこれに比例して問われるものと考えられます。

〈指定管理者による公の施設の管理の特例について〉

前記（基本的取扱い）にかかわらず、公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項および第4項に基づき指定管理者に行わせた場合において、市に賠償責任が発生する場合には、市の責任部分は本保険の対象となります。

また、指定管理者が負うべき賠償責任についても、平成23年度の改正により、指定管理者そのものを被保険者とみなし、市の責任と同様に本保険で対象となります。

なお、施設内でその指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、その指定管理者が負うものとし、この特例は適用しません。

〈保険対象外の業務〉

- ① 許可、認可、命令その他の行政処分
- ② 工事発注、施工等の業務
- ③ 医療業務※
- ④ 消防、救急、治安または災害救助の業務
- ⑤ 治山・治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良事業、保全開発業務またはそれらの企画、立案、策定に関する業務
- ⑥ 強制執行または即時強制
- ⑦ 学校業務・保育業務（全国市長会学校災害賠償補償保険の対象となります。）
- ⑧ 予防接種業務（全国市長会予防接種事故賠償補償保険の対象となります。）
- ⑨ 上・下水道の管理業務（公益社団法人日本水道協会、公益社団法人日本下水道協会の団体契約があります。）
- ⑩ 道路の管理業務（公益社団法人全国市有物件災害共済会の団体契約があります。）

※市が実施する保健・福祉業務としての健診業務については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険の健診特約の対象となります。

5. 賠償責任保険の保険金支払いの対象とならない事故

市が、次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害については保険金支払いの対象となりません。

〈賠償責任保険普通保険約款〉

- ① 被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
(注1)「洪水」とは、河川、湖沼^{こしゅう}本来の領域を超えて溢水(氾濫)したもので、浸水の範囲が一定の異常な規模に達したものをいいます。
(注2)「津波」とは、地震のために起こるいわゆる地震津波をいいます。
(注3)「これらに類似の自然変象」には、地殻の変動は含まれますが、風災・落雷は含まれていません。
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利を有する者に対し負担する賠償責任
たとえば、国民宿舎等での利用者の現金・荷物の保管中の事故、駐車場での自動車の管理下の事故、博物館等での預り展示品の事故等、市の受託物に関わる事故は対象にはなりません。
- ⑤ 被保険者の役職員が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)によって生じた賠償責任
この場合は公務災害補償制度の適用が受けられるため免責としております。
- ⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間の損害賠償に関し、特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

など

〈地方自治体特約条項〉

- ① 自治体施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
市職員等が行う簡単な補修は、ここでいう「修理」とはみなさないことになって
います。
- ② 航空機、自動車(原動機付自転車を含みます。)または自治体施設以外における船・
車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 屋根、樋、扉、戸、窓または通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に
起因する賠償責任
- ④ 台風、旋風、暴風雨等による河川、湖沼^{こしゅう}もしくは運河の氾濫または山崩れに起因
する賠償責任
- ⑤ 医師またはその補助者が行う医療行為により生じた身体障害に起因する賠償責任

- ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、自治体施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任。ただし、自治体生産物に起因する賠償責任についてはこの限りではありません。
- ⑦ 自治体生産物の^{かし}瑕疵に基づく自治体生産物の損壊それ自体の賠償責任
- ⑧ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売または提供した自治体生産物に起因する賠償責任
- ⑨ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して使用または管理する昇降機に起因する賠償責任
- ⑩ 自治体業務の結果に起因する賠償責任。自治体業務の目的物の引渡を要するときは引渡後または自治体業務を放棄した後において、その自治体業務の結果に起因する賠償責任をいいます。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を自治体業務の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
- ⑪ 自治体業務にかかわる政策、事業または事務の企画、立案または策定に起因する賠償責任。ただし、本号は自治体業務のうち、その他自治体の行う業務についてのみ適用します。
- ⑫ 自治体業務の不作为に起因する賠償責任。ただし、本号は自治体業務のうち、社会福祉業務およびその他自治体の行う業務についてのみ適用します。
- ⑬ 強制執行または即時強制に起因する賠償責任
- ⑭ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任を除きます。
- ⑮ 石油物質が公共水域に流出したことに起因する賠償責任および流出した石油物質の清掃等に要する費用

など